

19宇市人第550号  
平成19年10月5日

宇治市職員労働組合  
執行委員長 小野 敦 様

宇治市長 久保田 勇

### 作業技師の異動基準について

本市では、多様な業務に的確に対応するため、これまで細分化した職種区分により職員を採用し、それぞれの分野に配属をしてきたところであるが、業務の見直しや今後の行政需要等を踏まえ、人材の有効活用及び人事配置の弾力性を高め、業務の効率的な遂行を図るため、採用職種区分の見直しを行なうこととし、平成16年4月1日以降の新規採用職員から新しい職種区分を適用し、平成16年3月31日以前の採用職員についても平成19年4月1日より適用したところである。この職種区分の変更に伴う作業技師の異動基準について下記のとおり提起する。

#### 作業技師の異動の基準

職員の資質の向上、意欲の向上を図るため、組織の改廃の場合を除き、原則として同一職場在職3年以上の職員を異動対象とするが、各職場における年齢構成を踏まえ、本人希望を十分考慮するなかで異動を行うものとする。

なお、平成16年4月以降の採用職員（作業技師）については、できるだけ様々な分野の業務を経験できるよう配慮を行うこととする。

#### 実施時期

平成20年4月1日付異動から適用